

# 小諸市自治基本条例を踏まえた具体的取組事例

## 第 2 章 各主体の権利、役割及び責務

### 第 1 節 市民

#### (市民の権利)

第 5 条 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。

2 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。

#### 【逐条解説】

まちづくりにあたって、市民が有する権利を記しています。

第 1 項では、住民投票や審議会の委員といった具体的な市政への参加のほか、多様な協働の場への参加の権利を規定しています。権利として規定することにより、参加しない権利も持ち合わせ、参加しないという選択によって不利益を受けるものではないことも表しています。

第 2 項では、第 1 項の参加のために、まちづくりに関する情報を受け取るだけでなく、自らも積極的に情報を取得できることを権利として規定しています。

なお、憲法や法律で当然に保障されている様々な市民の権利については、ここで改めての規定はしていません。

#### 【取組事例等】

##### 第 1 項：市民がまちづくりに参加するための機会の創出

「まちづくりに参加する」という市民の権利を保障するためには、その権利を行使できるような条件等を整備することが必要です。

そのために市として行った取組みには、次のようなものがあります。

##### (1) 市の附属機関等の委員の公募

地方自治法に規定されている審議会などの附属機関やその他の懇話会などを組織する場合、原則として、市民からの公募による委員を加えることとしました。

市民からの公募による委員を加えた附属機関等には、次のようなものがあります。

##### ①自治基本条例施行後に新設したもの（既に廃止されているものを含む。）

###### ○条例

- ・小諸市景観審議会（小諸市景観条例）

###### ○要綱

- ・小諸市保育計画検討委員会（小諸市保育計画検討委員会要綱）
- ・新ごみ焼却施設市民検討会議（新ごみ焼却施設市民検討会議設置要綱）

- ・小諸市庁舎整備基本構想策定委員会（小諸市庁舎整備基本構想策定委員会要綱）
- ・小諸市新庁舎等建設市民懇話会（小諸市新庁舎等建設市民懇話会要綱）
- ・小諸市自治基本条例を考える市民討議会（小諸市自治基本条例を考える市民討議会要綱）

## ②自治基本条例施行後に改正したもの（既に廃止されているものを含む。）

### ○条例

- ・小諸市情報公開審査会（小諸市情報公開条例）
- ・小諸市特別職報酬等審議会（小諸市特別職報酬等審議会条例）
- ・小諸市防災会議（小諸市防災会議条例）
- ・小諸市総合計画審議会（小諸市総合計画審議会条例）
- ・小諸市男女共同参画審議会（小諸市男女共同参画推進条例）
- ・小諸市国民健康保険運営協議会（小諸市国民健康保険条例、小諸市国民健康保険運営協議会委員公募要綱）
- ・小諸市廃棄物減量・再資源化等推進市民会議（小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例）
- ・小諸市環境審議会（小諸市環境条例）
- ・小諸市交通対策委員会（小諸市交通安全条例）
- ・小諸市労政審議会（小諸市労政審議会条例）
- ・小諸市商工業振興審議会（小諸市商工業振興条例）
- ・小諸市都市計画審議会（小諸市都市計画審議会条例）
- ・小諸市下水道使用料審議会（小諸市下水道使用料審議会条例）
- ・小諸市生涯学習基本構想策定審議会（小諸市生涯学習基本構想策定審議会条例）
- ・小諸市公民館運営審議会（小諸市公民館条例）
- ・小諸市働く婦人の家運営委員会（小諸市働く婦人の家条例）
- ・市立小諸図書館協議会（市立小諸図書館条例）
- ・小諸市立郷土博物館協議会（小諸市立郷土博物館条例）
- ・小諸市立小山敬三美術館運営委員会（小諸市立小山敬三美術館条例）
- ・市立小諸高原美術館・白鳥映雪館協議会（市立小諸高原美術館・白鳥映雪館条例）
- ・小諸市立藤村記念館協議会（小諸市立藤村記念館条例）
- ・小諸市スポーツ推進審議会（小諸市スポーツ推進審議会条例）
- ・小諸市水道料金等審議会（小諸市水道料金等審議会条例）

### ○規則

- ・小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会（小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例施行規則）
- ・小諸市隣保館運営審議会（小諸市隣保館条例施行規則）
- ・小諸市歯科保健推進協議会（小諸市歯科保健推進協議会規則）

- ・小諸市健康づくり推進協議会（小諸市健康づくり推進協議会設置規則）
- ・小諸市懐古園運営委員（小諸市懐古園運営委員規程）
- ・小諸市農村女性活動推進委員会（小諸市農村女性活動推進委員会規則）
- ・小諸市地籍調査推進委員会（小諸市地籍調査推進委員会規則）
- ・小諸市スポーツ推進委員（小諸市スポーツ推進委員設置規則）

○要綱

- ・小諸市福祉有償運送運営協議会（小諸市福祉有償運送運営協議会設置要綱）
- ・小諸市やさしいまちづくり推進協議会（小諸市やさしいまちづくり推進協議会設置要綱）
- ・小諸市保育所のあり方検討懇話会（小諸市保育所のあり方検討懇話会要綱）
- ・小諸市やさしいまちづくり推進協議会（小諸市やさしいまちづくり推進協議会設置要綱）
- ・小諸市高齢者福祉・介護保険事業等推進協議会（小諸市高齢者福祉・介護保険事業等推進協議会設置要綱）
- ・小諸市地域公共交通会議（小諸市地域公共交通会議設置要綱）
- ・小諸市地産地消推進協議会（小諸市地産地消推進協議会設置要綱）
- ・小諸市駅舎併設複合交流センター建設準備委員会（小諸市駅舎併設複合交流センター建設準備委員会設置要綱）
- ・小諸市まちづくり交付金事業評価委員会（小諸市まちづくり交付金事業評価委員会設置要綱）
- ・小諸市青少年補導委員（小諸市青少年補導センター設置要綱）
- ・小諸市子ども読書活動推進計画策定委員会（小諸市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱）

## （２）市民アンケートの実施

各種計画の策定や事業の実施等にあたって、市民の意識や意向等を把握するため、市民アンケートを実施しました。

### ①事業仕分けに関するアンケート（平成２２年１１月）

- ・平成２２年１１月２１日に実施した事業仕分けに関するアンケート調査を実施しました。
- ・調査結果は、市公式ホームページで公表しました。

### ②安全で安心なまちづくりに関する市民アンケート（平成２３年２月）

- ・セーフコミュニティ活動の推進にあたり、市民の安全に対する意識や外傷発生動向などについて現状を把握するため、平成２３年２月、無作為抽出した市民４，０００人を対象に、安全で安心なまちづくりに関する市民アンケート調査を実施しました。

**③男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成24年1月）**

- ・男女共同参画こもろプラン6策定の資料とするため、平成24年1月、無作為抽出した市民1,000人を対象に、市民意識調査を実施しました。

**④小諸市農業振興アンケート（平成24年1月～3月）**

- ・小諸市農業振興地域整備計画の総合見直し及び今後の農業施策の参考とするため、平成24年1月～3月、農家世帯主を対象にアンケート調査を実施しました。
- ・調査結果は、市公式ホームページで公表しました。

**⑤小諸市健康づくり計画に関するアンケート（平成24年5月）**

- ・小諸市健康づくり計画策定の資料とするため、平成24年5月、小諸市健康づくり計画に係るアンケートを実施しました。
- ・調査結果は、「広報こもろ」平成25年3月号及び市公式ホームページで公表しました。

**⑥こもろ・まちづくり市民意識調査（平成24年7月）**

- ・市で取り組んでいる様々な課題やまちづくりの進め方について市民の意識や要望を把握し、「第9次基本計画」策定の基礎資料とするとともに、今後のより良い行政サービス提供に活用するため、平成24年7月、無作為抽出した16歳以上の市民2,000人を対象に、「平成24年度こもろ・まちづくり市民意識調査（アンケート調査）」を実施しました。
- ・調査結果は、「広報こもろ」平成24年11月号及び市公式ホームページで公表しました。

**⑦南城公園複合遊具に関するアンケート（平成25年4月）**

- ・南城公園に設置する複合遊具の設置業者の選定の参考とするため、平成25年4月6日～21日、市内の保育園、幼稚園、小学校、子どもセンター、臨時図書館、市役所、南城公園等においてアンケート（投票）を実施し、4,177人から回答を得ました。
- ・調査結果は、市公式ホームページで公表しました。

**⑧成人式に関するアンケート**

- ・成人式を思い出に残る意義あるものとするため、そのあり方に関するアンケートをインターネットにより実施しました。（市公式ホームページから回答）

**⑨コミュニティバス小諸すみれ号に関する乗客アンケート**

- ・コミュニティバス小諸すみれ号の乗客の声をダイヤ改正等に反映させるため、乗客アンケートを実施しました。

**（3）市民ワークショップの開催**

計画の策定や事業の実施等にあたって、市民の意見をそれらに反映させるため、ワークショップを開催しました。

**①「厚生病院はどんな病院であってほしいかみんなで考えましょう !!」市民ワークショップ（平成22年3月～4月）**

- ・小諸厚生総合病院の再構築にあたり、小諸厚生総合病院との共催により、市民が望む病院機能に関する市民ワークショップを、平成22年3月26日、4月7日、4月21日の3日間（延6回）、老人保健施設「こまくさ」で開催しました。（参加者：延87人）
  - ・ワークショップの概要は、市公式ホームページで公表しました。
- ②複合交流センター設計ワークショップ（平成22年4月～10月）**
- ・駅舎併設複合交流センターの基本設計を踏まえ、実施設計に向けた市民ワークショップを、平成22年4月26日、5月28日、6月24日、10月22日の4日間（延8回）開催しました。（参加者：延222人）
  - ・ワークショップの概要は、「広報こもろ」及び市公式ホームページで公表しました。
- ③あいおい公園ワークショップ（平成23年8月～平成24年3月）**
- ・あいおい公園の基本設計に向けた市民ワークショップを、平成23年8月22日、10月3日、11月14日、平成24年3月19日の4日間（延4回）、小諸市コミュニティセンターで開催しました。（参加者：延30人）
- ④大手門公園ワークショップ（平成23年10月～平成24年1月）**
- ・大手門公園の未整備地区の整備に向けた市民ワークショップを、平成23年10月22日、11月22日、平成24年1月30日の3日間（延3回）、小諸市コミュニティセンター（第1回は駐車場ガーデン）で開催しました。（参加者：延17人）
  - ・ワークショップの概要は、「広報こもろ」及び市公式ホームページで公表しました。
- ⑤小諸市庁舎等建設基本設計市民ワークショップ（平成24年3月）**
- ・利用しやすい市庁舎や図書館とするため、基本設計に向けた市民ワークショップを、平成24年3月29日（延2回）、小諸市コミュニティセンターで開催しました。（参加者：延33人）
  - ・ワークショップの概要は、市公式ホームページで公表しました。
  - ・このワークショップは、この後、一時中断しました。
- ⑥小諸市庁舎等建設基本設計市民ワークショップ（平成24年12月～平成25年3月）**
- ・利用しやすい市庁舎や図書館とするため、基本設計に向けた市民ワークショップを、平成24年12月4日、平成25年1月22日、2月26日、3月36日の4日間（延8回）、小諸市コミュニティセンターで開催しました。（参加者：延152人）
  - ・ワークショップの概要は、市公式ホームページで公表しました。
- ⑦小諸市観光地域づくりビジョンワークショップ（平成25年6月～平成26年2月）**
- ・平成26年度の「小諸市観光地域づくりビジョン」の策定に向け、「小諸らしさ」を掘り起こすための市民ワークショップを、平成25年6月27日、7月19日、9月12日、11月7日、平成26年1月17日、2月6日の6日間（延6回）開催します。

#### **(4) 懇談会・意見交換会の開催**

計画の策定や事業の実施等にあって、それらに市民の意見を反映させるため、懇談会や意見交換会を開催しました。

##### **①小諸厚生総合病院の移転再構築に関する地区懇談会（平成22年10月～11月）**

- ・現市役所敷地での小諸厚生総合病院の移転再構築の実現に向けて、小諸厚生総合病院との連携計画(案)に関する地区懇談会を、平成22年10月25日、10月27日、10月29日、11月2日、11月4日、11月8日、11月10日、11月15日、11月17日、11月19日の10日間(延10回)、市内10地区で開催しました。(参加者：延397人)
- ・地区懇談会の概要は、「広報こもろ」平成23年1月号及び市公式ホームページで公表しました。

##### **②新図書館建設に関する市民懇談会（平成23年10月～12月）**

- ・新図書館の建設に向けた市民懇談会を、平成23年10月21日、11月11日、12月16日の3日間(それぞれ昼・夜2回)、小諸図書館で開催しました。(参加者：延79人)
- ・懇談会の概要は、市公式ホームページで公表しました。

##### **③「第9次基本計画」策定 関係団体意見交換会（平成24年7月～8月）**

- ・「第9次基本計画」の策定にあたり、様々な分野の団体から意見を聞くため、平成24年7月～8月、「関係団体意見交換会」(芦原中学校PTA、小諸市文化協会、小諸女性ネット、こもろはす倶楽部、エコロジー・エネルギー研究会、小諸市健康づくり推進協議会、小諸市民生児童委員協議会、小諸市区長会、各まちづくり推進協議会、NPO法人町並み研究会、佐久浅間農業協同組合、小諸商工会議所、小諸市観光協会、(社)小諸青年会議所)を実施しました。
- ・意見交換会の概要は、市公式ホームページで公表しました。

##### **④飯綱山公園ドッグランふれあいミーティング（平成24年9月～10月）**

- ・飯綱山公園ドッグランのより良い利用のため、平成24年9月10日、9月28日、10月15日の3日間、小諸市コミュニティセンター及び現地で、ワークショップ形式によりドッグラン利用者と利用のあり方等について考える取組みを行いました。
- ・ミーティングの概要は、市公式ホームページで公表しました。

##### **⑤小諸市農業問題懇談会（小諸市農業委員会主催）（毎年度）**

- ・農業が抱える課題やその解決策について考えるため、毎年度、小諸市農業問題懇談会を開催しています。

##### **⑥行政懇談会・市政懇談会（随時）**

- ・区、地区、団体からの要望に応じて、随時、市政に関する懇談会を実施しています。
- ・平成24年度は、4区、4地区、1団体と実施しました。

## **(5) パブリックコメントの募集**

計画の策定や事業の実施等にあたって、それらに市民の意見を反映させるため、パブリックコメントの募集を行いました。

### **①小諸市食育推進計画「こもろはす食育推進計画」(素案)に対するパブリックコメントの募集** (平成23年1月)

- ・小諸市食育推進計画「こもろはす食育推進計画」の策定にあたり、平成23年1月、計画の素案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・意見の提出は、ありませんでした。

### **②市庁舎整備基本構想(案)に対するパブリックコメントの募集** (平成23年1月～2月)

- ・市庁舎整備基本構想の策定にあたり、平成23年1月～2月、構想の案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・15人から意見の提出があり、「広報こもろ」平成23年4月号及び市公式ホームページで公表しました。

### **③第2次小諸市環境基本計画(素案)に対するパブリックコメントの募集** (平成23年5月)

- ・第2次小諸市環境基本計画の策定にあたり、平成23年5月、計画の素案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・3人から意見の提出があり、意見とそれに対する回答は、環境審議会で公表しました。

### **④小諸市暴力団排除条例(案)に対するパブリックコメントの募集** (平成23年11月)

- ・小諸市暴力団排除条例を平成23年12月市議会定例会へ提案するにあたり、平成23年11月、条例の案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・意見の提出は、ありませんでした。

### **⑤第1期低炭素まちづくり計画(案)に対するパブリックコメントの募集** (平成25年1月～2月)

- ・平成24年12月に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、コンパクトシティをめざした「第1期低炭素まちづくり計画」を策定するため、平成25年1月～2月、計画の案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・1人から意見の提出があり、意見とそれに対する回答は、市公式ホームページで公表しました。

### **⑥小諸市第2次健康づくり計画(素案)に対するパブリックコメントの募集** (平成25年3月)

- ・小諸市第2次健康づくり計画の策定にあたり、平成25年3月、計画の素案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・1人から意見の提出があり、意見とそれに対する回答は、市公式ホームページで公表しました。

## (6) 公聴会の開催等

### ①都市計画に関する公聴会

- ・小諸都市計画の変更（小諸駅前の用途地域等の変更）にあたり、素案に対する意見を聞くため、平成22年6月26日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）
- ・小諸都市計画広場の決定（相生郵便局周辺整備）にあたり、素案に対する意見を聞くため、平成23年5月29日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）
- ・小諸都市計画ごみ処理施設の決定にあたり、素案に対する意見を聞くため、平成23年10月30日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）
- ・小諸都市計画道路（東郷土西原線）の変更にあたり、素案に対する意見を聞くため、平成24年6月24日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）
- ・「小諸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更にあたり、案に対する意見を聞くため、平成24年8月25日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）
- ・小諸都市計画の変更（公共下水道事業計画の変更）にあたり、素案に対する意見を聞くため、平成24年11月30日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）
- ・中部横断自動車道に関する都市計画の変更にあたり、素案に対する意見を聞くため、平成25年3月24日に公聴会を開催することとしました。（公述の申し出がなかったため、開催しませんでした。）

### ②都市計画案の縦覧と意見書の受付

- ・小諸都市計画の変更（小諸駅前の用途地域等の変更）にあたり、平成22年8月2日～16日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。
- ・小諸都市計画広場の決定（相生郵便局周辺整備）にあたり、平成23年6月3日～17日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。
- ・小諸都市計画ごみ処理施設の決定にあたり、平成23年11月8日～22日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。
- ・小諸都市計画道路（東郷土西原線）の変更にあたり、平成23年7月5日～19日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。
- ・「小諸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更にあたり、平成24年12月6日～20日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。

- ・小諸都市計画の変更（公共下水道事業計画の変更）にあたり、平成24年12月20日～平成25年1月11日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。
- ・中部横断自動車道に関する都市計画の変更にあたり、平成25年4月16日～4月30日、計画案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。

### ③生活環境影響調査報告書案の縦覧と意見書の受付

- ・新ごみ焼却施設の生活環境影響調査について、平成23年10月31日～11月30日、報告書案を縦覧に供し、意見書の受付を行いました。

## (7) 広聴事業の実施

市民との「対話」を通じて、建設的な意見や提案を市政に反映させるため、次のような広聴事業を実施しています。

(平成24年3月以前の取組み)

### ①こんにちは市長です

- ・市民の活動場所（公民館やサークル活動の場）へ市長が伺い、直接意見を聞くものです。

### ②市民のお知恵拝借

- ・市政に対する市民の建設的な意見を、市長が直接聞くものです。

### ③フォーラム、シンポジウム

- ・市が計画している主な事業や計画について、フォーラムやシンポジウムを開催します。

(平成24年8月以降の取組み)

### ①市長のトークサロン

- ・団体・グループを市長室へ招き、市政に対する建設的な意見を聞くものです。
- ・これまでに6団体と7回実施しました。(6団体：小諸市消費者の会、コモロ寅さんプロジェクト、女性団体連絡協議会2回、成人式実行委員会、囲碁の里信州小諸づくり委員会、佐久サッカー協会)

### ②市長がおじゃまします

- ・市長が団体・グループの活動場所に伺い、市政に対する建設的な意見を聞くものです。
- ・これまでに1団体と1回実施しました。(おはなしはらっぱ たんぼぼ)

### ③市長への提案

- ・市民から専用の用紙又はインターネットにより、市政に対する建設的な提案を受けるものです。
- ・これまでの提案数は4件です。

## (8) その他の取組み

### ①事業仕分けにおける対象事業及び市民判定人の募集

- ・平成23年度事業仕分けにあたり、事業選定から市民に関わっていただくため、市民か

ら仕分け対象事業を募集しました。(平成23年5月)

- ・平成22年度及び平成23年度事業仕分けにあたり、市民判定人について、無作為抽出した市民の中から希望者を募集しました。(平成22年度は、16歳以上の市民500人を無作為抽出し、希望者の中から30人を抽選で決定しました。平成23年度は、16歳以上の市民1,000人を無作為抽出し、希望者の中から40人を抽選で決定しました。)

## ②座談会の開催

- ・新成人の声を市政に反映させるため、成人式実行委員と市長との新春座談会を開催しました。その結果は、「新成人に聞く『私たちが担う小諸の未来』」として、「広報こもろ」平成25年1月号へ掲載しました。

## 第2項：市民がまちづくりに関する情報を知るための機会・手段等の確保

「まちづくりに関する情報を知る」という市民の権利を保障するためには、その権利を行使できるような条件等を整備することが必要です。

そのために市として行った取組みには、次のようなものがあります。

### (1) 広報紙「広報こもろ」の発行

#### ①毎月発行版

- ・「広報こもろ」を毎月発行し、市政に関する情報をお知らせしています。

#### ②臨時版

- ・緊急を要する内容等については、「臨時版」を発行してお知らせしています。
- ・自治基本条例施行後に発行した臨時版には次のようなものがあります・

「小諸厚生総合病院の再構築」に関する市民アンケートの中間報告について

(平成22年1月28日発行)

「小諸厚生総合病院の再構築」に関する市民アンケートの調査結果について

(平成22年3月25日発行)

小諸市庁舎整備基本構想策定委員会からの市庁舎整備基本構想案の提出について

(平成23年1月13日発行)

市庁舎整備基本構想案の見直しについて (平成23年4月28日発行)

小諸市単独のごみ焼却施設建設について (平成24年8月9日発行)

### (2) 市政広報テレビ番組の放映

「コミュニティテレビこもろ」を通じて、市政に関するテレビ番組の放映を実施しています。

#### ①テレビ版広報こもろ

- ・広報掲載記事や市の重点事業などについて、市長や担当者などが出演して説明しています。(市議会の翌々月は、「こもろ市議会だより」を放映しています。)

- ・番組尺は1回あたり10分で、半月ごとに内容を更新しています。

## ②市役所からのお知らせ

- ・CTKニュース「ふるさとの窓から」の中で、市からのお知らせをアナウンサーの読み上げにより放映しています。
- ・番組尺は1回あたり1分程度で、年間150回（週3回）放映しています。

## （3）市公式ホームページによる情報提供

- ・市公式ホームページにより、市政に関する情報提供を実施しています。

## （4）行政情報コーナーの設置

- ・市役所本庁舎1階に「行政情報コーナー」を設置し、各種の冊子類などを備え付けています。

## （5）事業等に関する説明会・報告会の開催

計画の策定や事業の実施等にあたって、その内容を説明するため、説明会や報告会を開催しました。

### ①小諸都市計画広場に関する説明会（平成23年5月）

- ・小諸都市計画広場（相生郵便局周辺整備）の決定に向けた説明会を、平成23年5月11日、小諸市コミュニティセンターで開催しました。

### ②小諸厚生総合病院の再構築と市庁舎整備に関する市民説明会（平成23年8月～9月）

- ・現市役所敷地に小諸厚生総合病院と市庁舎の両方を建設する併設案に関する市民説明会を、平成23年8月30日、9月2日、4日、5日、6日の5日間、市内9か所で開催しました。（参加者：延504人）
- ・説明会の概要等は、市公式ホームページで公表しました。

### ③大手門公園整備内容説明会（平成23年9月）

- ・大手門公園の平成23年度整備内容に関する説明会を、平成23年9月12日、小諸市コミュニティセンターで開催しました。

### ④小諸都市計画ごみ処理施設に関する説明会（平成23年9月）

- ・小諸都市計画ごみ処理施設の決定に向けた説明会を、平成23年9月16日、小諸市民会館で開催しました。

### ⑤小諸都市計画区域マスタープランの変更に関する説明会（平成24年6月）

- ・小諸都市計画区域マスタープランの変更に関する説明会を、平成24年6月27日、小諸市コミュニティセンターで開催しました。

### ⑥小諸市の重要課題に関する市民報告会（平成24年11月）

- ・平成24年7月に「新ごみ焼却施設」の小諸市単独建設を決断した経過、また、10月

に「小諸厚生総合病院」について現市庁舎敷地一帯での再構築を決断した経過等に関する市民報告会を、平成24年11月6日、7日、9日の3日間、市内8か所で開催しました。（参加者：延341人）

・説明会の概要は、市公式ホームページで公表しました。

#### ⑦都市計画道路の都市計画の変更に関する説明会（平成25年2月）

・都市計画道路八千穂佐久線に係る都市計画の変更に関する説明会を、平成25年2月12日、小諸市コミュニティセンターで開催しました。

#### ⑧市庁舎敷地一帯の整備に関する住民説明会（平成25年3月）

・市庁舎敷地一帯での市庁舎や小諸厚生総合病院の整備に関する住民説明会を、平成25年3月22日、小諸市コミュニティセンターで開催しました。

#### ⑨小諸市新庁舎等基本設計報告会（平成25年4月）

・市庁舎、図書館・コミュニティスペースの基本設計内容及び長期財政試算に関する報告会を、平成25年4月21日、ベルウィンこもろで開催しました。（参加者：約80人）

・報告会の概要は、市公式ホームページで公表しました。

#### ⑩新ごみ焼却施設の事業者決定までの取組みに関する説明会（平成25年5月）

・新ごみ焼却施設の事業者決定までの取組みに関する説明会を、平成25年5月20日（延2回）、小諸市コミュニティセンターで開催しました。

### （6）SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による情報提供

#### ①携帯電話メールマガジン

・生活に密着した情報を、登録者の携帯電話へ「メールマガジン」として配信するサービスを、平成22年4月から実施しています。

・ジャンルは、現在のところ、防災情報、イベント・観光情報、図書館情報の三つで、平成25年5月末の登録者は526人です。

#### ②ツイッター（Twitter）

・平成21年8月から、ツイッター（Twitter）による情報提供を実施しています。

・平成25年5月末のフォロワーは、3,838人です。

#### ③フェイスブック（Facebook）

・平成23年2月から、フェイスブック（Facebook）による情報提供を実施しています。

### （7）出前講座の実施

・市職員が講師となり、市内公民館などの会場に出向いて、市の施策や業務内容を説明する「学びのまち・こもろ出前講座」を実施しています。

・平成24年度の講座数は74で、実施は32件、延1,356人が参加しました。

・平成25年度は、79の講座を用意しています。

## (8) 定例記者会見の一般公開

- ・年4回、定例市議会の前（2月、5月、8月、11月）に定期的を開催している記者会見を、平成23年2月から一般に公開しています。

### （市民の役割）

第6条 市民は、互いに暮らしやすい地域社会を実現するよう努めるものとします。

2 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

#### 【逐条解説】

基本理念や目的の実現に向け、市民が果たす役割を規定しています。権利を行使するにあたっては、その役割を果たすことが前提となります。

第1項では、自分だけではなくお互いに暮らしやすい地域社会を実現することへの努力を規定しています。

第2項では、当然のことですが、それぞれが責任をもって参加することによってまちづくりが成り立つことを表しています。

## 【取組事例等】

## 第2節 市民活動団体

### （市民活動団体の役割）

第7条 市民活動団体は、地域社会の担い手であることを自覚し、それぞれの特性を生かしながらまちづくりの推進に努めます。

#### 【逐条解説】

地域課題の解決などまちづくりを進めるにあたっては、ボランティア団体等の市民活動団体の役割は欠くことができず、その存在は地域社会の重要な担い手となってきています。ここでは、市民活動団体はその特性に応じた役割の中で、まちづくりを進めていくことを規定します。

## 【取組事例等】

市民活動を支援するため、市として次のような取組みを実施しています。

### (1) ボランティアセンターの運営

- ・小諸市では、市民活動を支援し、活動の輪を広げるための拠点施設として、平成15年6月に「小諸市ボランティアセンター」を開設し、運営しています。
- ・運営は、平成18年度以降は指定管理方式を採用していますが、開設当初から小諸市社会福祉協議会へ委託しています。
- ・平成24年度末現在の登録数は、団体登録が195団体、4,238人、個人登録が306人であり、団体・個人とも登録数は年々増加しています。

### (2) 小諸市NPO・ボランティア交流集会

- ・市民活動団体同士が交流し、ネットワークを広げるとともに、市民活動に対する理解を深め、活動の促進を図るため、平成12年度から、実行委員会形式で小諸市NPO・ボランティア交流集会を開催しています。

### (3) 小諸市市民活動促進事業補助金交付制度

- ・市民活動の促進を図るため、市民活動団体が実施する事業に対して補助金を交付する制度を、平成16年6月から設けています。補助金額は、1団体につき20万円が限度です（チャレンジコース補助金）。
- ・平成21年4月からは、チャレンジコース補助金の交付を受けた団体に対して、活動のステップアップのための補助金を交付する制度を設けました。補助金額は、1団体につき15万円が限度です（ステップアップコース補助金）。
- ・本補助金に応募のあった事業についてのプレゼンテーションを、「市民活動促進セミナー」と位置付け、一般公開で行っています。

### (4) 市民活動等の担当部署の一元化

- ・市の組織の中で、「区」と「市民活動」の担当部署が異なっていたが、市民活動等の促進を図るため、平成25年4月から総務部企画課へ一元化しました。

### 第3節 区

#### (区等の役割)

第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります。

2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。

3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。

4 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。

#### 【逐条解説】

いわゆる自治会は、「対象とした地域」のまちづくりを行うための組織といえます。

今まで、このように地縁により結びついた区の組織に関しては、条例等による位置づけがされていない状態でしたが、第1項により、対象地域における共通課題の解決と福祉の向上を目的とした公共的な組織として、その存在が位置づけられました。

第2項では、区の活動が、その構成員である対象地域に住む人の総意によって行われなければならないことを示し、意見の把握と集約への努力を規定しています。なお、住む人とは、住民登録の有無ではなく、対象地域に住んでいる人を指しています。各区の地域特性により、別荘所有者や事業者も対象としている場合もあります。

第3項では、対象地域に住む人が区へ参加するための機会の確保と活動を行うための環境づくりなど、区側が果たす責任を規定しています。

第4項では、区長を、区の代表者として位置づけました。

#### 【取組事例等】

##### (1)「区」に関する区長の意識（区長アンケート調査結果から）

平成24年12月～平成25年1月、市内68区の区長を対象に、「区」に関するアンケート調査を実施しました。

①「対象地域の共通課題の解決と福祉の向上を図るための公共的組織」という区の位置付けについて（第8条第1項の規定のとおり実践しているか？：回答数56人（82.4%））

- ・実践している 17人（30.4%）
- ・どちらかといえば実践している 21人（37.5%）
- ・どちらともいえない 13人（23.2%）
- ・どちらかといえば実践していない 4人（7.1%）
- ・実践していない 1人（1.8%）

②対象地域に住む人の意見の把握と集約に対する努力について

（第8条第2項の規定のとおり実践しているか？：回答数56人（82.4%））

- ・努めている 19人（33.9%）

- ・どちらかといえば努めている 21人 (37.5%)
- ・どちらともいえない 11人 (19.7%)
- ・どちらかといえば努めていない 5人 (8.9%)
- ・努めていない 0人 (0.0%)

③対象地域に住む人の区の活動へ参加するための機会の確保と活動を行うための環境づくりに対する努力について（第8条第3項の規定のとおり実践しているか？：回答数55人（80.9%））

- ・努めている 21人 (38.2%)
- ・どちらかといえば努めている 24人 (43.6%)
- ・どちらともいえない 8人 (14.6%)
- ・どちらかといえば努めていない 2人 (3.6%)
- ・努めていない 0人 (0.0%)

## (2)「区」の活動に対する支援

区の活動を支援するため、市として次のような取組みを実施しています。

### ①地区担当職員制度

- ・職員を各区の担当として割り当て、区への市の施策に関する情報の提供、区で生じた課題等に関する担当課との連絡調整などを行う「地区担当職員制度」を、平成18年度から設けています。
- ・平成23年7月からは、この制度の充実を図るため、地区担当職員を複数制にするとともに、市内10地区に対応する「地域職員連絡会」を新たに設け、正副会長を置いています。

### ②「区等の地域を対象とした助成制度」に関する資料の提供と相談対応

- ・「区等の地域を対象とした助成制度」をまとめた資料を、区長会総会で各区長へ配布するとともに、市公式ホームページに掲載し、相談対応を行っています。

### ③小諸市区長会の事務局機能と財政支援

- ・小諸市区長会（区の連合体で、区の円滑な運営及び自治会活動の振興を図るための組織）の活動を支援するため、事務局機能を総務部企画課が担っています。
- ・自治基本条例に基づき、「市民主体の原則」及び「参加と協働の原則」による自治会活動の推進を図るため、小諸市区長会に小諸市区長会運営交付金を交付しています。

## (区への加入)

第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません。

### 【逐条解説】

区は、その地域の人たちによる、地域のことを最もよく知る自治の主体です。地域福祉、防災防犯等について、きめ細やかな対応をすることができ、よりよい地域を作り出していくためには、地域の人たちの話し合いの積み重ねと地道な活動がなければ成しえませんが、このことから、小諸市に住む人はその地域の区へ加入して、地域の自治活動に参加するべきであるという理念を決意として規定しています。またその決意を掲げることによって、市の執行機関はもとより関係する各主体が地域課題の解決に向け努力していくための原動力となる規定になります。

### 【取組事例等】

#### (1) 「区への義務加入」に関する区長の意識（区長アンケート調査結果から）

##### ① 「区への義務加入」の規定について（回答数55人（80.9%））

- |             |            |
|-------------|------------|
| ・必要         | 32人（58.2%） |
| ・どちらかといえば必要 | 13人（23.6%） |
| ・どちらともいえない  | 8人（14.6%）  |
| ・どちらかといえば不要 | 1人（1.8%）   |
| ・不要         | 1人（1.8%）   |

#### (2) 「区」への加入促進に対する支援

区への加入を促進するために、市として十分な支援策を講じているとは言えないのが現状であり、小諸市の自治において「区」が果たす役割や責任についての啓発、区の境の明確化と区長間の合意、転入手続き時における入区勧奨、入区促進マニュアル等の作成などを行っていく必要があります。

##### ① 区の境の明確化に向けた取組み

- ・住宅の新築等によって区の境が明確になっていない地域が存在していることを踏まえ、平成24年度から、隣接する区長とともに協議・調整を進めています。

## 第4節 事業者

### (事業者の役割)

第10条 事業者は、社会的責任を自覚し、地域社会の一員としてまちづくりに寄与するものとする。

#### 【逐条解説】

社会経済活動を行う事業者も地域社会の一員との考えから、その役割の自覚とまちづくりへの貢献について規定しています。

#### 【取組事例等】

##### (1) 事業者のまちづくりへの寄与の促進

事業者のまちづくりへの寄与の促進を図るため、市として次のような制度を設けています。

###### ①消防団協力事業所表示制度

- ・小諸市消防団に入団しやすく、また、消防団員が活動しやすい環境を整備する一環として、平成20年4月から、消防団活動に積極的などの一定の要件を満たす事業所を「消防団協力事業所」として認定し、認定された事業所は、取得した表示証を社屋に提示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができる制度を設けています。
- ・平成25年6月現在、39事業所を認定しています。

###### ②高齢者見守り事業所登録制度

- ・「支えあう地域づくり」を推進するため、平成19年度から、事業所に「高齢者見守り事業所」として登録していただき、高齢者が困っている様子を見た時に声掛けをする、行方不明高齢者について、市や家族等から協力があった場合に通常業務の中でできるだけ捜索に協力するなど、高齢者が地域で生活しやすくなるための見守り活動を行っていただく制度を設けています。
- ・平成25年6月現在、173事業所に登録いただいています。

###### ③高齢者等見守り活動に関する協定

- ・新聞販売店の従業員が、配達や集金などの業務中にポストに新聞等が溜まっているなどの異変を感じた場合、市などへ通報を行っていただく「高齢者等見守り活動に関する協定」を、平成24年11月1日、市内の4新聞販売店と締結しました。

###### ④市内本店建設業者の等級格付けにおける社会貢献活動の加点

- ・市内に本店がある建設業者の等級格付けにあたり、草刈り等の環境美化活動や高齢者宅の水回りの点検などの社会貢献活動を行った業者に、一定の加点を行う取扱いをしています。

#### ⑤地産地消推進協力店（事業所）認定制度（小諸市地産地消推進協議会）

- ・地産地消の推進を図るため、小諸市の食材を取り扱う販売店、旅館業、飲食店、食品加工業者等を「地産地消推進協力店（事業所）」として認定し、認定証、認定プレートの交付、市公式ホームページでPRなどを行う制度を設けています。
- ・平成25年6月現在、18事業所が認定されています。

## 第5節 市議会

### （市議会の責務）

- 第11条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を確保しなければなりません。
- 2 市議会は、自治の発展のため、市民の意思を的確に把握し、政策の積極的な立案及び提言に努めなければなりません。
- 3 市議会は、市民に積極的に情報公開し、市民参加による開かれた議会運営を行わなければなりません。

#### 【逐条解説】

地方公共団体の長とともに市民を代表する機関である市議会の責務を記しています。

第1項では、市議会は市民を代表する意思決定機関であることから、市民の意思が適切に市政に反映されているか、市政を監視し評価することを責務として規定しています。

第2項では、市議会自らも市民の意思を的確に把握した政策の立案と提言を積極的に行うことを規定しています。

第3項では、市民の知る権利への対応として、市議会が保有する情報の積極的な発信、また、本会議や常任委員会、特別委員会の原則公開などを行うことにより、開かれた議会運営をめざすことを規定しています。

#### 【取組事例等】

##### 第1項：意思決定機関としての市政の監視・評価による適切な市政運営の確保

適切な市政運営が確保されるよう、定例会での一般質問や常任委員会・特別委員会での審議等を通じて、市政に対する監視及び評価を行ってきました。

「第9次基本計画」の策定にあたっては、事前に数度にわたる研修会を開催するなど、より的確な審議が行われるよう努めました。

##### 第2項：市民の意思の的確な把握と積極的な政策立案・提言

議会報告会での市民との意見交換や先進地の視察等を通じて、市民の意思の的確な把握及び政策提言等のための情報収集などに努めました。

特に、市の重要事業をめぐるっては、それにテーマを絞った市民や関係団体との意見交換会を開催しました。

### **第3項：積極的な情報公開と開かれた議会運営**

議会報告会の開催、「こもろ市議会だより」の発行、ホームページによる情報提供などを通じて、積極的な情報公開に努めました。

また、開かれた議会運営に資するため、すべての会議を原則として公開としました。

#### **(1)「小諸市議会の運営及び議員活動に係る基本方針」の策定**

- ・平成20年6月から「市議会自治基本条例策定委員会」を設置して論議を重ね、「小諸市自治基本条例」の施行を踏まえて、平成22年8月、小諸市議会の運営及び議会活動に関する最高規範として「小諸市議会の運営及び議員活動に係る基本方針」を策定しました。

#### **(2) 会派の代表質問制の導入**

- ・平成20年4月の会派制の導入以降、会派代表者会議で協議を重ね、平成22年9月定例会から、会派の「代表質問制」を導入しました。
- ・代表質問は、3月定例会及び9月定例会で実施しています。

#### **(3) 特別委員会等の設置**

##### **①「ごみ処理施設建設特別委員会」の設置（平成21年2月臨時会）**

- ・ごみ処理施設の建設について審議するため、平成21年2月臨時会において「ごみ処理施設建設特別委員会」を設置しました。同委員会は、現在も引き続き設置しています。

##### **②「厚生病院・市庁舎問題特別委員会」の設置（平成22年6月定例会）**

- ・市が提案した「市庁舎整備と街再生計画」について、「街づくり特別委員会」及び全議員による「厚生病院・市庁舎問題対策会議」で協議を重ねてきましたが、議会機能をより発揮するため、平成22年6月定例会において「厚生病院・市庁舎問題特別委員会」を設置しました。
- ・同委員会は、平成25年3月定例会において、下記の「まち再生特別委員会」の設置に伴い、解散しました。

##### **③「まち再生特別委員会」の設置（平成25年3月定例会）**

- ・市が進めている、コンパクトシティによるまちづくり、また、まち再生の観点から、新庁舎・図書館・コミュニティスペース・病院・交通対策等の課題を調査・審査するため、平成25年3月定例会において、新たに「まち再生特別委員会」を設置しました。

#### ④「小諸市総合計画第9次基本計画審議特別委員会」の設置（平成25年3月定例会）

- ・小諸市総合計画第9次基本計画議案を審議するため、平成25年3月定例会において「小諸市総合計画第9次基本計画審議特別委員会」を設置しました。なお、同特別委員会は、議案審議終了後解散しました。

#### ⑤「議会報告会運営委員会」の設置（平成20年6月24日全員協議会）

- ・議会報告会の運営を行うため、平成20年6月24日全員協議会において「議会報告会運営委員会」を設置しました。同委員会は、現在も引き続き設置しています。

#### ⑥「議会広報委員会」の設置（平成20年6月定例会）

- ・市民に身近な開かれた議会を実現するためには、市民に積極的な情報提供を行い、情報を共有することが不可欠であることから、平成20年6月定例会において、「市議会だより編集委員会」を解散し、新たに「議会広報委員会」を設置して、広報活動の充実に努めています。同委員会は、現在も引き続き設置しています。

#### ⑦「議員定数等検討委員会」の設置（平成23年6月定例会）

- ・議員定数の適正化と議会改革に関する事項について議論するため、平成23年6月定例会において「議員定数等検討委員会」を設置しました。同委員会は、現在も引き続き設置しています。

### （4）議員発議による条例制定・改正

#### ①「小諸市議会の議決すべき事件を定める条例」

- ・平成24年12月定例会において、「小諸市議会の議決すべき事件を定める条例」を一部改正し、「自治基本条例第18条第1項に規定する総合計画を策定、変更又は廃止すること」を市議会の議決すべき事件として定めました。

### （5）議会報告会の開催

- ・市民に開かれた議会、市民との協働のまちづくりを進めるため、議員自ら地域に出向いて、市民から議会や市政に対する意見や提言、要望等を聞き、市のまちづくり政策に反映させるため、平成20年10月から、小諸市区長会との共催により「議会報告会」を開催しています。

#### ①平成22年度議会報告会

- ・平成22年度は、10月14日、15日、19日、20日、25日、26日、28日、29日の8日間、午後7時～9時、市内8地区で開催し、延295人の参加がありました。

#### ②平成23年度議会報告会

- ・平成23年度は、11月4日、7日、8日、14日、15日、16日、17日、18日の8日間、午後7時～9時、市内8地区で開催し、延283人の参加がありました。報

告会の内容は、「こもろ市議会だより」第145号（平成24年1月25日発行）でお知らせしました。

### ③平成24年度議会報告会～市民との意見交換会～

- ・平成24年度は、「市民との意見交換会」と位置付けるとともに、会場と開催地区を見直して小学校の通学区ごとに開催することとし、11月13日、14日、15日、16日、20日、21日の6日間、午後7時～9時、市内6地区で開催し、延180人の参加がありました。報告会の内容は、「こもろ市議会だより」第149号（平成25年1月30日発行）で、4ページにわたる特集を組んでお知らせしました。

## (6) 意見交換会の実施

### ①地域医療についての意見交換会

- ・地域医療についての意見交換会を、平成22年3月25日に小諸厚生総合病院と、4月6日には小諸北佐久医師会と、それぞれ行いました。

### ②重要事業についての市民との意見交換会

- ・小諸厚生総合病院の再構築と市庁舎問題、市単独による新ごみ焼却施設建設などの重要事業についての市民との意見交換会を、平成23年5月29日に小諸市コミュニティセンターで行いました。

## (7) 広報活動充実の取組み

### ①「こもろ市議会だより」の発行

- ・年4回の定例会の終了後、「こもろ市議会だより」を発行し、議案等の審議結果や一般質問の状況など、市議会の活動状況についてお知らせしています。
- ・重要課題などについては、必要に応じて「臨時号」を発行し、よりきめ細かな広報に努めています。
- ・より読みやすい「こもろ市議会だより」の編集に活かすため、平成24年1月～3月、議会広報委員が市民を訪問してアンケートを実施しました。アンケートの概要は、「こもろ市議会だより」に掲載しました。（回答数：359件）

### ②「テレビ版こもろ市議会だより」の放映

- ・年4回の定例会の翌々月に、「コミュニティテレビこもろ」により、「テレビ版こもろ市議会だより」を放映しています。（番組尺は1回あたり10分）

### ③一般質問のテレビ放映

- ・年4回の定例会における一般質問を、「コミュニティテレビこもろ」により放映しています。

### ④市議会の傍聴の促進

- ・市議会の傍聴を促進するため、「こもろ市議会だより」の中に「傍聴席」というコーナ

一を設け、傍聴に訪れた市民の声を紹介しています。

#### **（８）常任委員会行政視察報告会の開催**

- ・常任委員会が行った行政視察の内容について、職員と共有を図るため、行政視察報告会を開催しています。
- ・平成２５年度は、一般にも公開して開催しました。（平成２５年６月）

#### **（９）議員研修会の開催・参加**

- ①小諸市議会議員研修会
- ②小諸市・佐久市議会議員合同研修会
- ③小諸市・御代田町議会議員研修会
- ④小諸市・立科町・東御市市議会議員研修会
- ⑤浅麓地域活性化議員懇談会
- ⑥東信５市市議会議員研修会
- ⑦東北信９市議会正副委員長研修会
- ⑧小諸市議会・嬭恋村議会合同研修会
- ⑨長野県地方自治政策課題研修会

#### **（市議会議員の責務）**

**第１２条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければなりません。**

#### **【逐条解説】**

市民を代表し議会を構成する市議会議員の責務を記しています。

ここでは、前条に規定されている市議会の責務の自覚と誠実な職務の遂行を市議会議員に求め、市議会議員としての政治倫理の確立への努力を規定しています。なお、政治倫理に関する細かな内容は、小諸市政治倫理条例に規定されています。

#### **【取組事例等】**

政治倫理の確立とともに、職務の公正かつ誠実な遂行のため、市議会の役割、議員としてのあり方などについての研修会を開催しました。

(市議会事務局の職員の責務)

第13条 市議会事務局の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を補佐しなければなりません。

【逐条解説】

市議会事務局は、住民の代表である市議会議員の活動をサポートするため、市の執行機関とは独立した機関として設置されています。ここで、市の執行機関の職員とは別の機関の職員としての能力向上への努力と市議会活動の補佐を責務として規定します。

【取組事例等】

各種研修会への参加などを通じて、職務の遂行に必要な知識の習得と能力の向上に努めました。

(1) 研修会への参加

- ①長野県市議会事務局協議会職員研修会
- ②北信越市議会事務局協議会定例会
- ③市議会事務局ブロック別研修会

第6節 市の執行機関

(市の執行機関の責務)

第14条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければなりません。

【逐条解説】

地方自治法第138条の2で規定している執行機関の義務に基づき、市の執行機関の責務を規定しています。

【取組事例等】

(市長の責務)

第15条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

【逐条解説】

市長は、市民の信託を受けた者として、その信託に応える義務があり、また、市民の意向を重要視しながらまちづくりに取り組んでいく必要があることを責務として規定しています。

なお、具体的な市民との対話の方法については、更に個別の条例や規則を制定し、制度として確立していかなければなりません。

【取組事例等】

(市の執行機関の職員の責務)

第16条 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

【逐条解説】

市の執行機関の職員は、市民全体の奉仕者として、職務に必要な知識を自ら得るため、積極的に情報を収集し、能力を向上させていく必要があります。ここでは、職員としての自己啓発への努力義務のほか、職務へは誠実に効率よくあたることを責務として規定しています。

【取組事例等】